

船舶インシデント調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年10月30日 14時20分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港北東方沖 大分港液化ガス備蓄防波堤灯台から真方位070° 1.2海里付近 （概位 北緯33° 15.7′ 東経131° 48.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート明成は、主機を中立運転として漂流中、警報音が鳴ったので主機を停止したところ、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 明成、2.4トン OT3-36787（漁船登録番号）、有限会社明成工業 第271-38180号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力125.0kW、回転 数毎分4,000、5気筒、ボア81mm、使用燃料軽油、平成25 年4月18日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りをを行いながら主機を中立運転として漂流中、警報音が鳴り、船長が、スターターキーの操作で主機の運転を止めようとしたができなかったため、主機本体の停止ボタンで止めたが、その後、主機の再始動ができなくなった。</p> <p>船長は、運航不能と判断して118番通報により救助を要請し、本船は、来援した巡視艇によって大分港鶴崎泊地にえい航された。</p> <p>船長は、平成30年10月から本船に乗船するようになり、本インシデント発生の前日には燃料タンクを満タンにして主機をかけ、目視、聴音で異常がないことを確認し、本インシデント当日には、発航前にバッテリーの液量及び端子の緩みの有無を確認し、警報音が鳴るまで主機や電気系統に異常を認めていなかった。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者が海外製である本船の主機の状態を調査したところ、電子制御システムが封印された制御箱内の装置に不具合が生じていたことが分かり、日本における取扱代理店</p>

	を通じて修理された。
分析	本船は、主機を中立運転として漂泊中、船長が警報音に気付いて主機を止めたものの、主機の電子制御システムに不具合を生じていたことから、主機を再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機を中立運転として漂泊中、船長が警報音に気付いて主機を止めたものの、主機の電子制御システムに不具合を生じていたため、主機を再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、主機の電子制御システムの状態を確認することは難しいので、機関修理業者に依頼して定期的に制御箱を含めた同システムの状態を確認することが望ましい。